

公益財団法人東京 YWCA 細則

第 1 条 定款第 48 条により、会員は、この法人の目的に賛同し、事業を後援する者で、以下の種別がある。

- (1) 18 歳以上の女性は成人会員とする。
- (2) 18 歳未満の女性は年少会員とする。
- (3) 18 歳以上の男性は成人会友とする。
- (4) 18 歳未満の男性は年少会友とする。

2 この法人の目的に賛同し、その事業を支援する個人及び団体は賛助会員となる。

第 2 条 会員ならびに賛助会員は会費を納入する。

2 会費及び賛助会費は 1 ヶ年分前納とし、原則として毎事業年度 4 月から 7 月までを納入期とする。

3 会費の年額は以下のように定める。

成人会費：7,000 円

年少会費：2,000 円

成人会友費：5,000 円

年少会友費：1,500 円

4 ただし、成人会員のうち 18 歳以上 30 歳未満の者の成人会費は 3,000 円、成人会友のうち 18 歳以上 30 歳未満の者の成人会友費は 3,000 円とする。

5 賛助会費は 1 口 10,000 円とする。

6 年度の途中で退会を届け出た場合も、既に納入した会費、賛助会費は返金しない。

7 会費及び賛助会費の額は、会員総会に諮問し、その答申を得て理事会が変更する。

第 3 条 前条に規定する会費は、世界 YWCA 及び日本 YWCA に関連する費用を除き、この法人の経費に用いるものとする。

第 4 条 この細則は会員総会の議を経、理事会の決議を経てこれを変更することができる。

附則 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2017 年 4 月 1 日 改正